

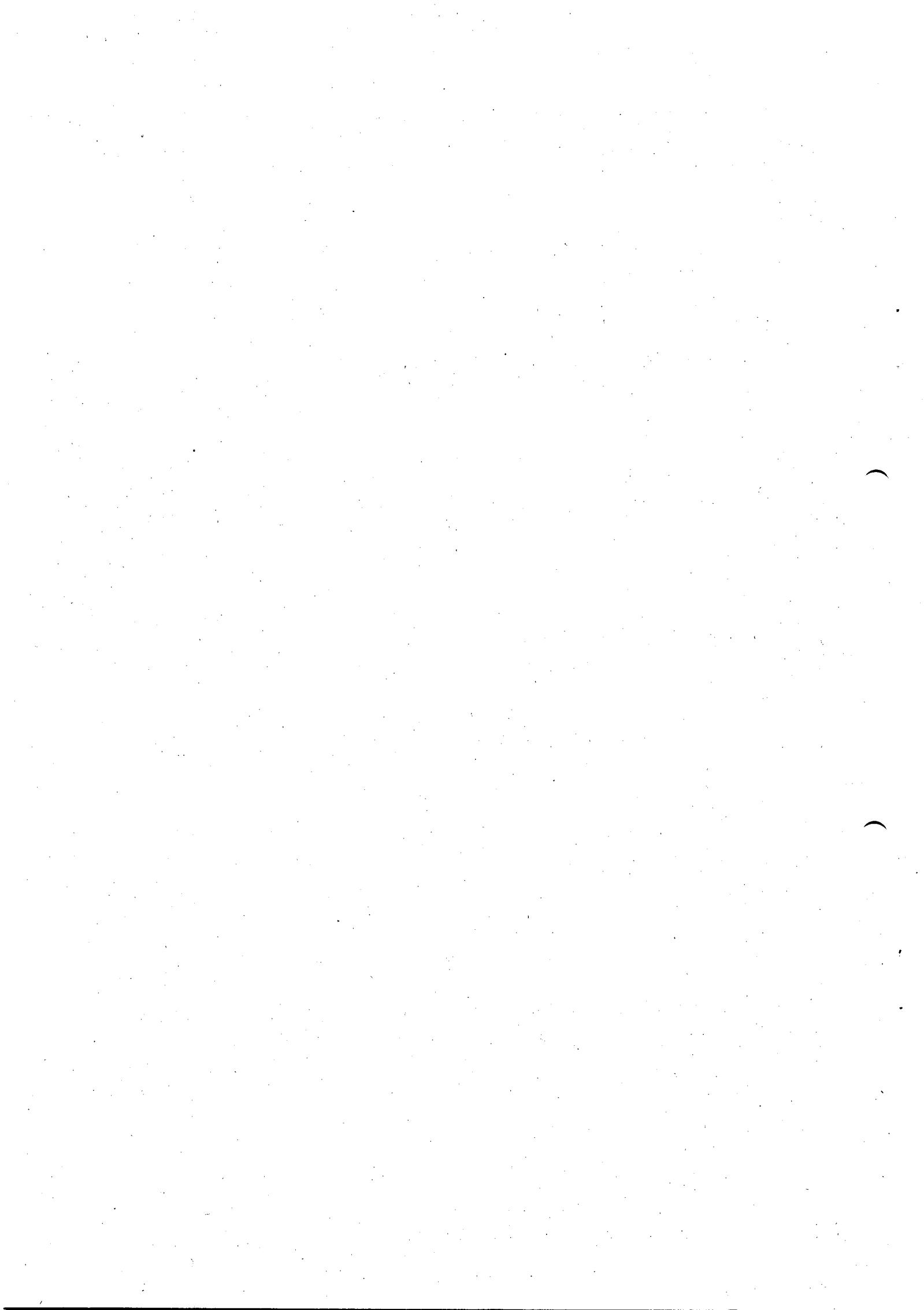
議案第74号

日野町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

日野町簡易水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月5日提出

日野町長 塚田 淳一



日野町簡易水道事業の設置等に関する条例の設置が必要な理由と概要

1 条例制定の背景

平成31年1月の総務大臣通知により、人口3万人未満の市町村について、令和6年4月までに簡易水道事業及び下水道事業（農業集落排水事業等を含む。）を公営企業会計へ移行するよう通知があった。

住民生活に欠かせないライフルラインであり、中長期の計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組むことが求められている地方公営企業会計法の財務規則等を適用することで、将来にわたって安定的な経営を推進するため本条例を制定するものであり、併せて、関係する条例の改正及び廃止を一括して行う。

2 各条例の制定、改正、廃止について

（1）日野町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定

地方公営企業法（以下「法」という。）の規定に基づき、簡易水道事業としての公営企業の設置、経営の基本等必要な事項を条例で定める。

ア 簡易水道事業の法適用及び事務委任について

法の適用については、全部を適用する「全部適用」と財務規程等のみを適用する「一部適用」の2種類があり、本町では人員、組織規模を勘案し、「一部適用」とする。

また、出納その他の会計事務を、会計管理者に当該会計事務の一部を委任することができるところから、建設水道課長（企業出納員）と会計管理者が役割を分担する「一部適用」とする。

イ 企業会計移行の特徴について

企業会計移行により、財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー）において、経費や資産を把握することで財政状況が明確になる。また、整理した資産の情報を活用し、施設の老朽化対策を計画的に進め、今後も持続可能な事業運営を行うことができる。

（2）日野町簡易水道特別会計条例の廃止

地方自治法を根拠法令として設置している「日野町簡易水道特別会計条例」を廃止する。

（3）附則

施行年月日

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

日野町簡易水道事業の設置等に関する条例

(簡易水道事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、簡易水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 簡易水道事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。

2 給水区域は、日野町の区域のうち、日野町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例(平成10年日野町条例第26号)別表第1に掲げる給水区域とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、簡易水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納又は支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務
- (3) 有価証券の出納及び保管に関する事務
- (4) 支出負担行為に関する確認
- (5) 現金及び財産の記録管理に関する事務
- (6) その他必要と認められる事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 簡易水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が10万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 町長は、簡易水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。
 - (1) 事業の概況
 - (2) 経理の状況
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(日野町簡易水道特別会計条例の廃止)

- 2 日野町簡易水道特別会計条例(昭和39年日野町条例第5号)は、廃止する。